

議題 1 会議の運営について

神奈川県情報公開条例（抄）

（会議の公開）

第 25 条 附属機関の会議（法令等の規定により公開することができないとされているものを除く。）は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、実施機関が公開しないことを定めたとき又は当該附属機関が公開しないことを決定したときは、この限りでない。

- (1) 非公開情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行うとき。
- (2) 会議を公開することにより当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱（抄）

（会議の非公開の決定）

第 6 条 情報公開条例第 25 条ただし書の規定により、附属機関が会議を公開しないことを決定する場合は、附属機関の長が当該会議に諮って行うものとする。

- 2 附属機関は、会議の全部又は一部を非公開とすることを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

（公開の方法等）

第 7 条 附属機関の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

- 2 附属機関は、会議の傍聴を認める定員をあらかじめ定めるとともに、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。
- 3 附属機関は、会議の傍聴者に会議資料を提供するものとする。ただし、資料が貴重、高額、大量であるなどの理由により、会議資料を提供できない場合については、審議事項がわかる資料の提供に代えることもできるものとする。
- 4 附属機関は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続及び遵守事項を記載した傍聴要領を定めるものとする。

（審議結果等の公開）

第 9 条 所管室課所長は、会議の公開、非公開にかかわらず、会議の終了後、翌日（閉庁日の場合はその次の日）までに「審議（会議）速報」（様式 2）を、3 週間を目途に「審議（会議）結果」（様式 3）を県ホームページに掲載するものとする。

非公開情報について（神奈川県情報公開条例第 5 条）

（行政文書の公開義務）

第 5 条 実施機関は、行政文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）があつたときは、公開請求に係る行政文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、当該行政文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報
 - イ 慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下この条において同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に関する情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
 - エ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報
- (2) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 60 条第 3 項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第 4 項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第 1 項に規定する保有個人情報から削除した法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する記述等若しくは同条第 2 項に規定する個人識別符号
- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 県の機関及び県が設立した地方独立行政法人（以下この号において「県の機関等」という。）の内部若しくは相互間又は県の機関等と国若しくは他の地方公共団体（以下「国等」という。）の機関、独立行政法人等若しくは地方独立行政法人（県が設立したものを除く。）との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国等、独立行政法人等又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 県若しくは国等が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (6) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。
- (7) 公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (8) 法令等の規定又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項の規定による基準その他実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示により、公開することができないとされている情報

港湾法（抄）

（地方港湾審議会）

第三十五条の二 港湾管理者としての地方公共団体の長（当該地方公共団体に前条第一項の委員会が設置されているときは、その委員会）の諮問に応じ、当該港湾に関する重要事項を調査審議させるため、国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者としての地方公共団体に、地方港湾審議会を置くものとし、地方港湾の港湾管理者としての地方公共団体に、必要に応じ、条例で定めるところにより、地方港湾審議会を置くものとする。

2 地方港湾審議会の名称、組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

附属機関の設置に関する条例（抄）

第1条 地方自治法（昭和22年4月法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関の設置に関しては、この条例の定めるところによる。

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

第3条 前条に規定する機関の組織、所掌事項及び委員その他の構成員並びにその運営に関して必要な事項は、法令に特別の定があるものを除くほか、規則で定める。

別表

附属機関	設置目的	委員の数
神奈川県港湾審議会	<u>港湾の設置及び管理等に関する条例（昭和39年神奈川県条例第93号）の運営及び港湾の開発に関し、知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。</u>	8人以内

港湾の設置及び管理等に関する条例（抄）

第11条 第4条第1項の規定による利用又は第5条第1項の規定による専用利用の承認を受けた者から別表第1に定める額の利用料を徴収する。

2～4 略

5 第1項に規定する利用料の額及び前項に規定する占用料等の額の変更については、あらかじめ神奈川県港湾審議会の意見を聴くものとする。

港湾の設置及び管理等に関する条例の施行等に関する規則（抄）

（港湾審議会の委員）

第16条 神奈川県港湾審議会（以下「審議会」という。）の委員は、学識経験がある者、県議会議員、関係市町長及び関係行政機関の職員のうちから知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は補充による委員の任期は、他の在任委員の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（審議会の会長）

第17条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を行う。

（審議会の会議）

第18条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数の同意で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審議会の庶務）

第19条 審議会の庶務は、県土整備局河川下水道部河港課において処理する。

（審議会への委任）

第20条 第16条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

神奈川県港湾審議会委員名簿（令和6年6月1日時点）

任期：令和6年6月1日～令和8年5月31日

役職	氏名	主な職務	委員分野
委員	小林 昭男	日本大学 理工学部海洋建築工学科 特任教授	学識経験
委員	総田 はるみ	横浜商科大学 商学部総合教養センター 教授	学識経験
委員	鈴木 崇之	横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院 教授	学識経験
委員	神倉 寛明	神奈川県議会 建設・企業常任委員会 委員長	県議会
委員	片桐 紀子	神奈川県議会 建設・企業常任委員会 副委員長	県議会
委員	鈴木 恒夫	藤沢市長	関係市町
委員	小林 伸行	真鶴町長	関係市町
委員	内藤 孝	国土交通省 関東地方整備局 港湾空港部長	関係行政機関

オブザーバー	山梨 崇仁	葉山町長
オブザーバー	池田 東一郎	大磯町長

港湾の設置及び管理等に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

相模湾における海上交通の拠点として、湘南港に整備した係留施設である南二号物揚場の係留料を定めるため、港湾の設置及び管理等に関する条例の一部について、所要の改正を行う。

2 施設の概要

施設名：南二号物揚場（SHONAN江の島棧橋）

構造：重力式（一部浮体構造）

施設延長：約50m

対象船舶：クルーズ船等（約30mまで）

3 条例改正の概要

南二号物揚場の係留料について規定する。

(1) 係留料の設定の考え方

利用者が経費を負担する受益者負担の原則を前提として、他の係留施設における料金設定の考え方と同様に、

- ・ 棧橋の整備費など資産の取得に要した金額を耐用年数で割り返した減価償却費
- ・ 利用手続や清掃などに係る人件費などの維持管理費

から経費を算出するとともに、海上交通事業の実態を考慮し、係留料を設定

○ 1日当たりの係留料を設定

$$1 \text{ 日当たり係留料}^{*1} = (\text{減価償却費} + \text{維持管理費}) \div 365 \text{ 日}$$

※1 係留料は、船長ごとに段階的に設定

県内利用者と県外利用者の2種類を設定

○ 1時間未満の係留料を設定

南二号物揚場の完成以後、海上交通事業の利用実績では、係留時間がすべて1時間未満に収まっていたことから、こうした海上交通事業の利用実態に合わせて、従来の他の係留施設にはない「1時間未満」の係留料を新たに設定※2

※2 県港湾の他の係留施設の最短の単位は「4時間未満」

* 海上交通に利用することを目的とした南二号物揚場は、これまでの湘南港になかった新たな施設であることから、係留料については、施設の利用実績を踏まえて定めることとした。令和6年3月から海上交通の運航が始まり、その実績が積まれたことから、今回の改正により条例に規定するものである。

(2) 係留料の設定額

(1日)

船長	県内在住者 (1日)	県外在住者 (1日)
6m以下	9,670円	11,600円
6m超6.5m以下	10,880円	13,050円
6.5m超7m以下	12,090円	14,500円
7m超7.5m以下	13,300円	15,960円
7.5m超8m以下	14,510円	17,410円
8m超8.5m以下	15,720円	18,860円
8.5m超9m以下	16,930円	20,310円
9m超9.5m以下	18,140円	21,760円
9.5m超10m以下	19,350円	23,220円
10m超	19,350円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに1,210円を加算した額	23,220円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに1,450円を加算した額

(4時間に満たない場合)

船長	県内在住者 (4時間未満)	県外在住者 (4時間未満)
6m以下	4,830円	5,800円
6m超6.5m以下	5,440円	6,520円
6.5m超7m以下	6,040円	7,250円
7m超7.5m以下	6,650円	7,980円
7.5m超8m以下	7,250円	8,700円
8m超8.5m以下	7,860円	9,430円
8.5m超9m以下	8,460円	10,150円
9m超9.5m以下	9,070円	10,880円
9.5m超10m以下	9,670円	11,610円
10m超	19,350円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに1,210円を加算した額×1/2	23,220円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに1,450円を加算した額×1/2

(1時間に満たない場合)

船長	県内在住者 (1時間未満)	県外在住者 (1時間未満)
6m以下	1,200円	1,450円
6m超6.5m以下	1,360円	1,630円
6.5m超7m以下	1,510円	1,810円
7m超7.5m以下	1,660円	1,990円
7.5m超8m以下	1,810円	2,170円
8m超8.5m以下	1,960円	2,350円
8.5m超9m以下	2,110円	2,530円
9m超9.5m以下	2,260円	2,720円
9.5m超10m以下	2,410円	2,900円
10m超	19,350円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに1,210円を加算した額×1/8	23,220円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに1,450円を加算した額×1/8

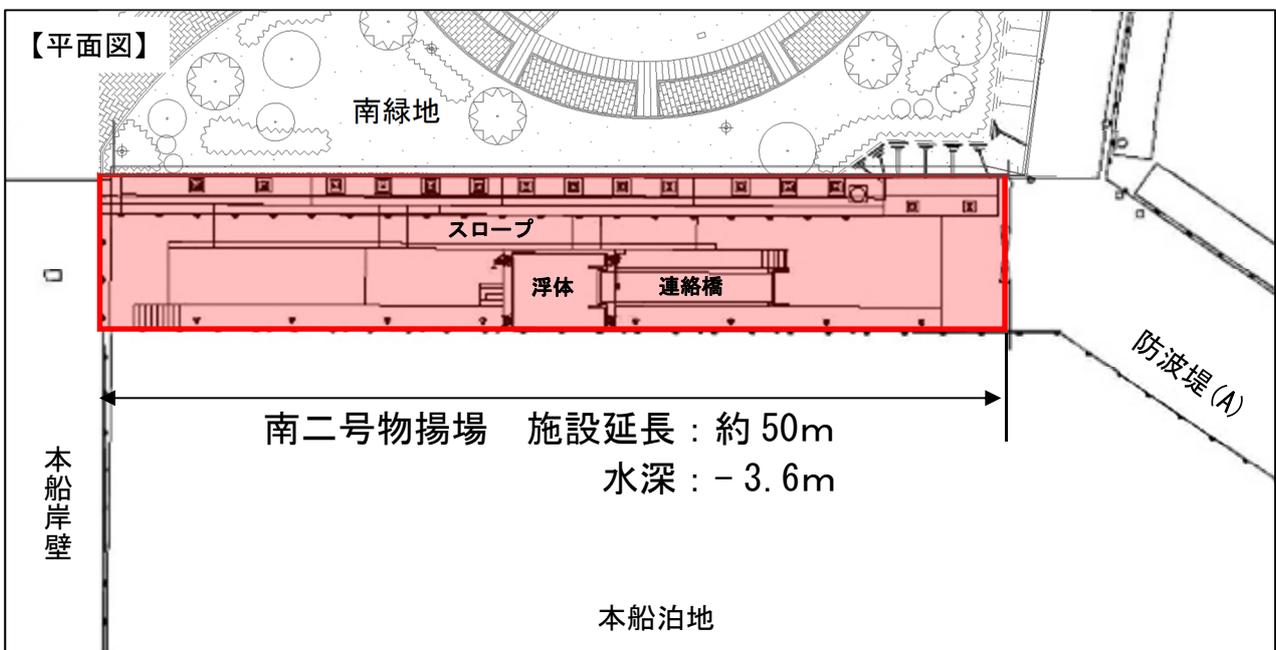
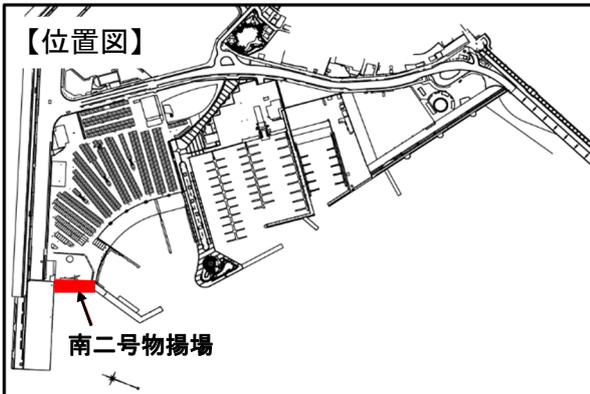
4 今後の予定

令和6年11月 県議会第3回定例会に条例改正議案を提出

令和7年4月 改正条例の施行

港湾の設置及び管理等に関する条例の一部改正について

1 南二号物揚場の概要



2 近傍マリーナの係留料金(船長10m)の比較

	マリーナ等名称		1日	4時間未満	1時間未満	備考
①	湘南港	SHONAN江の島棧橋	19,350円	9,670円	2,410円	・左記は県内在住者料金 ※県外在住者は2割増し
		他係留施設	5,580円	2,790円	—	
②	葉山港	新港浮棧橋	5,030円	2,510円	—	・湘南港と同様
③	大磯港	東岸壁	4,010円	2,000円	—	・湘南港と同様
④	真鶴港	南物揚場	3,760円	1,880円	—	・湘南港と同様
⑤	みうら宮川フィッシャリーナ		2,610円	—	—	・船長8.5m以下の動力付きのみ係留可能 ・1回 2,610円
⑥	三崎漁港	うらり ゲストバース	3,100円	—	—	・1回 1,100円(6m以内)+1m毎500円
⑦	ひらつかタマ三郎漁港(新港) フィッシャリーナ		5,500円	2,500円	1,500円	・漁港使用料 m×一律100円 ・浮棧橋使用料 2時間まで500円 追加1時間毎に500円 ・左記の1日料金は10時間係留した場合
⑧	民間マリーナ A		18,045円	10,827円	—	・1泊 ft×一律550円 ・4時間未満 ft×一律330円 ・店舗利用で割引サービスあり
⑨	民間マリーナ B		31,759円	—	2,887円	・1時間単位 ft×一律88円 ・店舗利用で割引サービスあり ・左記の1日料金は11時間係留した場合
⑩	民間マリーナ C		7,700円	—	—	・日帰り(30~39ft) 一律7,700円 ※日帰り:営業時間内
⑪	民間マリーナ D		18,045円	10,827円	—	・1泊 ft×一律550円 ・4時間未満 ft×一律330円 ・店舗利用で割引サービスあり
⑫	民間マリーナ E		3,609円	—	—	・1日 ft×一律110円
⑬	民間マリーナ F		—	—	—	・臨時係留は原則行っていない
⑭	民間マリーナ G		7,700円	—	—	・日帰り(30~39ft) 一律7,700円 ※日帰り:9時~14時
⑮	民間マリーナ H		5,500円	2,200円	—	・日帰り(33ft未満) 一律5,500円 ※日帰り:営業時間内 ・2時間(33ft未満) 一律2,200円 ・店舗利用で割引サービスあり
⑯	民間マリーナ I		9,900円	5,500円	—	・3時間以上(30~49ft) 一律9,900円 ・3時間未満(30~49ft) 一律5,500円
⑰	民間マリーナ J		3,300円	—	—	・日帰り(26~32ft) 一律3,300円 ※日帰り:10時~17時
⑱	民間マリーナ K		11,000円	—	2,200円	・1泊(35ft以下) 一律11,000円 ・1時間(35ft以下) 一律2,200円 ・店舗利用等で割引サービスあり
⑲	民間マリーナ L		—	—	—	・臨時係留は行っていない
⑳	民間マリーナ M		—	—	—	・係留施設はない

※下線は各マリーナで設定されている最短時間単位の料金(=海上交通事業で利用した場合の1回利用当たり料金)

新旧対照表

○港湾の設置及び管理等に関する条例

新								旧									
(利用の承認) 第4条 次の各号に掲げる港湾において当該各号に掲げる施設（これに附属する設備を含む。以下同じ。）のいずれかを利用しようとする者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）（第1号ア及びエ、第2号イ及びウ並びに第4号にあつては、知事。次項において同じ。）の承認を受けなければならない。ただし、公開の施設の利用については、この限りでない。 (1) 湘南港 ア (略) イ 南物揚場、南二号物揚場、中央物揚場、北物揚場及び浮棧橋 ウ～ク (略) (2)～(4) (略) 2 (略)								(利用の承認) 第4条 次の各号に掲げる港湾において当該各号に掲げる施設（これに附属する設備を含む。以下同じ。）のいずれかを利用しようとする者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）（第1号ア及びエ、第2号イ及びウ並びに第4号にあつては、知事。次項において同じ。）の承認を受けなければならない。ただし、公開の施設の利用については、この限りでない。 (1) 湘南港 ア (略) イ 南物揚場、中央物揚場、北物揚場及び浮棧橋 ウ～ク (略) (2)～(4) (略) 2 (略)									
別表第1（第11条関係）								別表第1（第11条関係）									
1 岸壁利用料 (略)								1 岸壁利用料 (略)									
2 係留料								2 係留料									
港湾名	施設名	利用の期間	1 箇月未満		1 箇月以上1 箇年未満		1 箇年		港湾名	施設名	利用の期間	1 箇月未満		1 箇月以上1 箇年未満		1 箇年	
		単位	1 日		1 箇月		1 箇年				単位	1 日		1 箇月		1 箇年	
		利用者 船長	県内に住所を有する者	県外に住所を有する者	県内に住所を有する者	県外に住所を有する者	県内に住所を有する者	県外に住所を有する者			利用者 船長	県内に住所を有する者	県外に住所を有する者	県内に住所を有する者	県外に住所を有する者	県内に住所を有する者	県外に住所を有する者
湘南港	南物揚場 中央物揚場 北物揚場 浮棧橋	(略)							湘南港	南物揚場 中央物揚場 北物揚場 浮棧橋	(略)						
	南二号物揚場	6メートル以下のもの	9,670円	11,600円						(新規)							

新				旧																
6メートル を超え6.5 メートル以 下のもの	10,880 円	13,050 円																		
6.5メート ルを超え7 メートル以 下のもの	12,090 円	14,500 円																		
7メートル を超え7.5 メートル以 下のもの	13,300 円	15,960 円																		
7.5メート ルを超え8 メートル以 下のもの	14,510 円	17,410 円																		
8メートル を超え8.5 メートル以 下のもの	15,720 円	18,860 円																		
8.5メート ルを超え9 メートル以 下のもの	16,930 円	20,310 円																		
9メートル を超え9.5 メートル以 下のもの	18,140 円	21,760 円																		
9.5メート ルを超え10 メートル以 下のもの	19,350 円	23,220 円																		
10メートル	19,350	23,220																		

新					旧																
		を超えるも の	円に10 メートル を超 える 0.5メ ートル までご とに 1,210 円を加 算した 額	円に10 メートル を超 える 0.5メ ートル までご とに 1,450 円を加 算した 額																	
	(略)																				
(略)																					
備考 1～4 (略)					備考 1～4 (略)																
<u>5 利用の期間が1時間に満たない場合における湘南港の南二号物揚場の利用に係る係留料は、備考3の規定にかかわらず、1日の係留料の額に8分の1を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</u>					(新規)																
<u>6・7 (略)</u>					<u>5・6 (略)</u>																
2の2 荷さばき地利用料 (略)					2の2 荷さばき地利用料 (略)																
3 陸置料 (略)					3 陸置料 (略)																
4 船舶給水料 (略)					4 船舶給水料 (略)																
5 船舶修理施設利用料 (略)					5 船舶修理施設利用料 (略)																
6 港湾管理事務所利用料 (略)					6 港湾管理事務所利用料 (略)																
7 専用利用料 (略)					7 専用利用料 (略)																



SHONAN江の島棧橋を基点とする海上交通

Kanagawa Sea Ride

かながわシーライドの運航が始まりました!



海上タクシー
(乗合)



海上タクシー
(貸切)



チャーター
クルーズ



渋滞を気にせず、富士山や江の島など
海から景色を楽しみながら移動できます



海上タクシー(乗合)

海上タクシーの出航時間及び乗船料金は次のとおりです。乗船に当たり、**事前に予約**が必要です。

湘南港(SHONAN江の島棧橋) ⇄ リビエラ逗子マリーナ

船着場		1便	2便	3便
リビエラ逗子マリーナ	発	10:00	12:00	13:30
湘南港	着	10:20	12:20	13:50
湘南港	発	10:50	12:50	14:20
リビエラ逗子マリーナ	着	11:10	13:10	14:40

※火曜・水曜はお休み

料金 片道 ▶ 大人3,000円
小人1,500円

定員 8名

所要時間 片道 ▶ 約20分

予約方法 利用予定日の1か月前～
4日前まで電話予約

運航事業者 (株)リビエラリゾート

電話番号 0467-24-1000



湘南港(SHONAN江の島棧橋) ⇄ 葉山マリーナ

船着場		1便	2便	3便
葉山マリーナ	発	10:30	12:30	14:30
湘南港	着	11:00	13:00	15:00
湘南港	発	11:30	13:30	15:30
葉山マリーナ	着	12:00	14:00	16:00

※火曜はお休み

料金 片道 ▶ 大人3,000円
小人1,500円

定員 10名

所要時間 片道 ▶ 約30分

予約方法 利用予定日の1か月前～
前日まで電話予約

運航事業者 (株)葉山マリーナー

電話番号 046-875-0002



湘南港(SHONAN江の島棧橋) ⇄ 大磯港

船着場		1便	2便
大磯港	発	10:20	12:20
湘南港	着	10:50	12:50
湘南港	発	11:00	13:00
大磯港	着	11:30	13:30

※大磯市の開催日(毎月第3日曜)のみ運航

料金 片道 ▶ 5,000円

定員 5名

所要時間 片道 ▶ 約30分

予約方法 電話予約

運航事業者 (株)湘南マリーナ

電話番号 0463-23-8882



海上タクシー(貸切)・チャータークルーズ

相模湾の港やマリーナと湘南港SHONAN江の島棧橋との間を貸切で移動する「海上タクシー」や、チャータークルーズについては、「Feel SHONAN」ウェブサイトをご覧ください。

「Feel SHONAN」
ウェブサイトは
こちらから



海上タクシー(貸切)

海上タクシーは貸切もご利用いただけます。

湘南港⇄葉山港



三浦郡葉山町堀内50

料金 往復▶50,000円 定員 7名

所要時間 片道▶約15分
(最長4時間利用可)

電話番号 葉山港
▶046-875-1504

予約方法 利用予定日の2か月前~電話予約

湘南港⇄湘南サニーサイドマリーナ



横須賀市芦名1-17-8

料金 往復▶100,000円 定員 10名

所要時間 片道▶約30分
(最長4時間利用可)

電話番号 湘南サニーサイドマリーナ
▶046-856-7810

予約方法 利用予定日の2か月前~電話予約

運航事業者 湘南サニーサイドマリーナ(株)



湘南港⇄湘南マリーナ



平塚市榎木町11 グランドビクトリア1F



FR-20(1~5名)



YFR-27(1~8名)

料金 片道▶40,000円 定員 8名

所要時間 片道▶約30分

予約方法 電話(0463-23-8882)又はLINE

予約LINE▶

運航事業者 (株)湘南マリーナ



チャータークルーズ

大型の船をチャーター(貸切)するプランもあります。

リビエラ逗子マリーナ ⇄ 湘南港

葉山マリーナ ⇄ 湘南港

江の島周遊

船名 OCEAN BLEU オセアンブルー



貸切可能な国内最大級のメガクルーザー。船室内着席人数は94名。



定員 144名
全長 27.25m
全幅 7.50m
総トン数 98トン



料金 別途問合せ

予約方法 電話又は右記フォーム

運航事業者 (株)ケーエムシーコーポレーション

電話番号 045-290-8377

お申込みフォーム▶



船名 CIEL BLEU シェルブルー



スーパーヨットの魅力を凝縮したミドルレンジクルーザー。船室内着席人数は48名。



定員 50名
全長 19.10m
全幅 6.00m
総トン数 19トン



運航事業者 (株)ケーエムシーコーポレーション

電話番号 045-290-8377

お申込みフォーム▶



大磯港 ⇄ 湘南港

江の島周遊

船名 Sea Friend 8 シーフренд8



2019年11月に就航。客室は1階2階合わせて150名ほどの座席があり、後方には広いデッキがある



定員 平水280名
全長 24.37m
全幅 8.40m
総トン数 82トン



料金 別途問合せ

予約方法 電話又は右記フォーム

運航事業者 (株)トライアングル

電話番号 046-825-7144

お申込みフォーム▶



船名 Sea Friend Zero シーフрендゼロ



2014年に就航。横須賀の猿島航路を中心に、様々なシーンで利用可能



定員 90名
全長 19.83m
全幅 7.10m
総トン数 19トン



運航事業者 (株)トライアングル

電話番号 046-825-7144

お申込みフォーム▶



Ⅲ 真鶴港の指定管理者の選定手続の再開について

真鶴港については、令和6年4月から県が直接管理を行なっているが、令和7年4月から指定管理者による管理運営とするため、指定管理者の選定手続を再開することとしたので報告する。

1 経緯

令和6年度以降の真鶴港の指定管理者については、真鶴町（以下「町」という。）を指定管理者候補として非公募で選定手続を進めてきた。しかしながら、令和5年8月時点で、リコールの是非を問う住民投票が行われることになるなど、町政の先行きが不透明な状況であったことから、令和6年4月以降、町の執行体制が安定するまでの当面の間、真鶴港の管理を県が直接行うこととし、指定管理者の選定手続を中断している。

2 選定手続の再開

町から、令和6年5月20日付け文書により、執行体制が整ったので、令和7年4月からの真鶴港の管理を行いたく、手続の再開をお願いしたいとの意向が示された。県は、町の体制は再び管理を任せられる状況と判断し、指定管理者の選定手続を再開することとした。

(1) 選定手続

令和5年3月及び6月の建設・企業常任委員会で報告した、町を指定管理者候補として非公募とすることや、外部評価委員会委員（案）、指定管理者の選定基準（案）といった決定事項を引き継ぎ、手続を再開する。

(2) 指定期間

町が令和7年4月からの管理を希望していることや、今後の審査や県議会の議決などに一定の期間を要することから、指定期間の始期は令和7年4月1日とする。また、終期は、令和5年3月の建設・企業常任委員会で報告した令和11年3月31日とし、指定期間は4年間とする。

3 今後の予定

- 令和6年7月～ 町からの申請書類受付
令和6年10月～ 外部評価委員会等による候補者選定
令和6年11月 第3回県議会定例会（後半）に、指定管理者の指定議案を提出
令和7年4月 指定管理者による管理運営開始

(参考) これまでの経緯

- 令和5年3月1日 建設・企業常任委員会に次の内容を報告
- ・ 町を指定管理者候補として非公募とする
 - ・ 指定期間は令和6年4月1日～令和11年3月31日の5年間とする
 - ・ 外部評価委員会委員（案）
- 令和5年6月30日 建設・企業常任委員会に次の内容を報告
- ・ 指定管理者の選定基準（案）
- 令和5年8月29日 県から町に次の内容の通知文を発出
- ・ 令和6年4月以降、町の執行体制が安定するまでの当面の間、県が真鶴港を直接管理する
- 令和5年9月28日 建設・企業常任委員会に次の内容を報告
- ・ 令和6年4月以降、町の執行体制が安定するまでの当面の間、真鶴港の管理を県が直接行う
 - ・ 町の執行体制が安定し、真鶴港の管理を再び任せられると判断できれば、指定管理者の選定手続を再開する予定である
- 令和6年5月21日 町から次の内容の文書を受領
- ・ 現在は執行体制が整っており、令和7年4月からの真鶴港の管理に当たって、指定管理者の選定手続の再開をお願いする